

がん検診実施のための指針（胃がん検診）

1 目的

胃がんに関する正しい知識の普及、啓発を図るとともに、胃がんの早期発見・早期治療の推進を図ることを目的に、胃がん検診を実施する。

2 実施主体

実施主体は、市町とする。

3 実施対象者

当該市町の区域内に居住する 50 歳以上の者を対象とし、原則として同一人について 2 年に 1 回行う。ただし、胃部エックス線検査については、当分の間、40 歳以上の者を対象とし、年 1 回実施としても差し支えない。なお、受診を特に推奨する者を 50 歳以上 69 歳以下の者とする。

前年度受診しなかった者に対しては、積極的に受診勧奨を行うとともに、当該年度において受診機会を与える観点から、受診機会は必ず毎年度設けることとする。

※対象者のうち、受診を特に推奨する者に該当しない者であっても、受診の機会を提供するよう留意すること。

4 実施体制

この事業を効果的に実施するため、各関係機関は次の役割を果たす。

- (1) 市町は、医療機関、地域医師会等と協議し、地域の実情に即した検診実施計画を策定する。ただし胃部エックス線検査の集団検診においては、検診人員は午前中で 50 人を限度とする。
- (2) 県保健所は、市町が事業を円滑かつ効果的に実施できるよう、必要な指導、援助、連絡調整、保健医療情報の提供を行う。
- (3) 県は、検診実績の集計、分析を行い、その成果を滋賀県がん検診精度管理事業がん検診検討会胃がん部会（以下「胃がん部会」という。）等関係団体に報告する。また、胃がん部会により、検診の効果や効率を評価し、検診の実施方法を見直すとともに、検診の精度管理を実施する。また、検診に従事する者の資質の向上を図るため、胃がん部会の指導のもとに検診従事者指導講習会を開催する。

5 実施方法

胃がん検診は、問診に加え、胃部エックス線検査または胃内視鏡検査のいずれかとする。市町は、胃部エックス線検査および胃内視鏡検査を併せて提供しても差し支えないが、この場合、受診者は、胃部エックス線検査または胃内視鏡検査のいずれかを選択できるものとする。

- (1) 市町は、検診の必要性を周知するとともに受診希望者を募集し、受診者に検診の実施日時、場所、注意事項の周知を図るとともに、受診者の当日の健康状態の把握に努める。
- (2) 問診にあたっては、胃がん検診票（様式 1）に準じ、現在の症状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取する。
- (3) 胃部エックス線検査
ア 胃部エックス線検査は、胃がんの疑いがある者を効率的にスクリーニングする点を考慮し、原則として間接撮影とする。ただし、直接撮影を用いても差し支えない。

なお、間接撮影は 7 × 7 cm 以上のフィルムを用い、撮影装置は、被ばく線量の

低減を図るため、イメージ・インテンシファイア方式が望ましい。

イ 撮影枚数は、最低8枚とする。

ウ 撮影の体位および方法は、日本消化器がん検診学会によるマニュアル等を参考にすること。

エ 造影剤の使用にあたっては、その濃度を適切に保つとともに、副作用等の事故に注意する。

オ 胃部エックス線写真の読影は、十分な経験を有する2名以上の医師によって行い、その結果に応じて、過去の撮影した胃部エックス線写真と比較読影することが望ましい。

カ 胃がん検診における検診結果の判定は、「精検不要（有所見を含む）」、「要精検」、「要再検」、「受診勧奨（慢性胃炎の疑い）」、「他臓器要精検」に区分する。この場合の「他臓器要精検」は、胃以外の部位の疾患等により精密検査が必要となった場合とする。

(4) 胃内視鏡検査

ア 実施にあたっては、日本消化器がん検診学会によるマニュアル等を参考にすること。

イ 胃内視鏡検診の検査医は、日本消化器内視鏡学会上部消化管内視鏡スクリーニング認定医または日本消化器がん検診学会総合認定医の資格を有する者が望ましい。

ウ 胃内視鏡検査における検診結果の判定は、「胃がんなし」、「胃がん疑い」、「胃がんあり」、「胃がん以外の悪性病変」に区分する。

6 結果の通知および事後指導

市町は、検診実施機関からの検査結果に基づき、受診者に対して速やかに結果を通知し、必要な指導を行う。

(1) 「要精検」と判定された者については、精密検査の必要性を指導し、別に定める胃がん検診精密検査実施医療機関登録要領により届出登録された、または市町の精密検査実施機関に登録されている胃がんの診断と治療が行える医療機関において精密検査を受診するよう受診者に対し指導する。

この際、「胃がん検診精密検査・再検査依頼書兼結果票」（様式2）を交付する。

(2) 「精検不要（有所見を含む）」と判定された者については、検診結果の内容についての適切な指導に努めるとともに、定期的な検診受診を勧奨する。

(3) 「他臓器要精検」と判定された者については、精密検査の必要性を指導し、適切な医療が受けられるように努める。

(4) 「要再検」とされた者については、受診についての注意事項を周知徹底するとともに、再度検診を受けるよう指導する。

7 記録の整備および発見患者の追跡調査

市町は、精密検査実施医療機関等の協力を得て、検診の効果、効率の評価の基礎となる検診記録の整備、発見がん患者の追跡調査に努める。

検診記録の整備、追跡調査の実施にあたっては、プライバシーの保護に留意し、個人情報調査目的外に利用されることのないようこれを厳守する。

(1) 市町は、受診者の氏名、性別、年齢、住所、過去の検診受診状況、画像の読影の結果、精密検査の必要性の有無、医療機関における精密検査受診の有無および受診結果等を記録し、画像とともに少なくとも5年間保存する。

また、「地域保健・健康増進事業報告」を県へ報告する。

(2) 精密検査実施医療機関は、精密検査の結果について、胃がん検診精密検査・再

検査依頼書兼結果票」(様式2)により市町に報告する。

- (3) 県は、市町から報告のあった「地域保健・健康増進事業報告」から、胃がん検診実施状況、精密検査の受診状況および、がん発見状況について把握し、検診実績の集計・評価を行い、胃がん部会等関係機関に報告する。

8 事業評価

胃がん検診の実施に当たっては、適切な方法および精度管理の下で実施することが不可欠であることから各機関が事業評価を行う。

- (1) 市町は、チェックリスト(市町村用)を参考とするなどして、検診の実施状況を把握する。その上で、県保健所、地域医師会および検診実施機関等関係者と十分協議を行い、地域における実施体制の整備に努めるとともに、胃がん部会における検討結果を踏まえ、その指導又は助言に基づき、検診実施機関の選定および実施方法等の改善を行う。
- (2) 県は、胃がん部会において、地域がん登録および全国がん登録を活用するとともに、チェックリスト(都道府県用)を参考とするなどして、がんの罹患動向、検診の実施方法および精度管理の在り方等について専門的な見地から検討を行う。さらにチェックリスト(市町村用)の結果を踏まえ、市町に対する技術的支援および検診実施機関に対する指導を行う。

(3) 検診実施機関

- ① 検診実施機関は、適切な方法および精度管理の下で胃がん検診が円滑に実施されるよう、チェックリスト(検診実施機関用)を参考とするなどして、胃部エックス線検査、胃内視鏡検査等の精度管理に努める。
- ② 検診実施機関は、県が実施する従事者講習会を受ける等により胃がんに関する正確な知識および技能を有するものでなければならない。
- ③ 検診実施機関は、精密検査実施施設と連絡をとり、精密検査の結果の把握に努められなければならない。
- ④ 検診実施機関は、画像および検診結果を少なくとも5年間保存しなければならない。
- ⑤ 検診実施機関は、胃がん部会における検討結果を踏まえ、その指導または助言に従い、実施方法等の改善に努める。

9 胃がんの予防についての指導

胃がん予防健康教育を実施する場合は、胃がんの予防においては、食生活の改善、禁煙、ヘリコバクター・ピロリの除菌等の一次予防と二次予防(検診)とが共に重要な役割を担うことから、胃がん検診と緊密な連携が確保された実施体制を整備するなど、その効率的・効果的な実施に配慮する。

10 周知徹底

市町は、この事業の実施について住民に周知するとともに、積極的な受診を進めるため、広報活動に努める。

11 その他

この指針に定めないことについては、市町、県保健所、健康医療福祉部担当課において協議の上定める。

附則

- この指針は、平成13年4月1日から施行する。
- この指針は、平成14年4月1日から施行する。
- この指針は、平成15年4月1日から施行する。
- この指針は、平成17年4月1日から施行する。
- この指針は、平成18年4月1日から施行する。
- この指針は、平成22年4月1日から施行する。
- この指針は、平成24年4月1日から施行する。
- この指針は、平成27年4月1日から施行する。
- この指針は、平成28年4月1日から施行する。
- この指針は、平成29年4月1日から施行する。
- この指針は、平成30年4月1日から施行する。
- この指針は、平成31年4月1日から施行する。
- この指針は、令和2年4月1日から施行する。
- この指針は、令和3年4月1日から施行する。
- この指針は、令和4年4月1日から施行する。
- この指針は、令和6年4月1日から施行する。
- この指針は、令和8年4月1日から施行する。